

## 郡山市図書館所蔵資料の個人情報取扱規程

平成 18 年 10 月 12 日制定

[生涯学習部中央図書館]

### (目的)

第 1 条 この規程は、郡山市個人情報保護条例（平成 6 年郡山市条例第 5 号）第 3 条の規定に基づき、郡山市図書館が所蔵する資料に含まれる個人情報の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象とする資料)

第 2 条 対象とする資料は、郡山市図書館が所蔵する資料のうち、各種の名簿、名鑑、人名録類及び資料中に、郡山市個人情報保護条例第 2 条第 1 項において定義する個人情報を含むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、一般に販売されている資料、広く配布されている資料及び被掲載者の承諾を得た資料は除くものとする。

### (取扱)

第 3 条 対象とする資料のうち、各種の名簿、名鑑、人名録類の閲覧及び貸出を禁止する。ただし、館長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 対象とする資料のうち、各種の名簿、名鑑、人名録類及び個人情報が含まれている資料の名簿の部分の複写を禁止する。ただし、館長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

### (適用)

第 4 条 この規程は、郡山市個人情報保護条例の規定による自己情報の開示の請求及び郡山市情報公開条例（平成 13 年郡山市条例第 44 号）の規定による開示請求を妨げるものではない。

### 附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 12 日から施行する。